



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
9 月 30 日 (火)
第 643 号

目 次

告 示

- 認定こども園の認定の要件を定める条例別表の 4 の項の知事が別に定める基準並びに同表 5 の項及び 6 の項の知事が別に定める事項の一部改正…………… 739
- 土地改良区定款変更の認可…………… 740
- 建築基準法による道路の位置指定の廃止…………… 740

公 告

- 土地改良区役員の退就任…………… 740

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）…………… 741

告 示

栃木県告示第 423 号

認定こども園の認定の要件を定める条例別表の 4 の項の知事が別に定める基準並びに同表 5 の項及び 6 の項の知事が別に定める事項（平成 18 年栃木県告示第 829 号）の一部を次のように改正し、令和 7（2025）年 10 月 1 日から適用する。

令和 7（2025）年 9 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 1 条関係） 認定こども園における教育及び保育の内容は、 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号） を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成 29 年 文部科学省告示第 62 号）及び保育所保育指針（平 成 29 年厚生労働省告示第 117 号）並びに次に掲げ る基準に基づくものであること。 1 ～ 4 略 5 日々の教育及び保育の指導 (1)～(8) 略 (9) 認定こども園の職員は、当該認定こども園 の子どもに対し、児童福祉法（昭和 22 年法律 第 164 号）第 33 条の 10 第 1 項各号（幼稚園型 認定こども園にあっては、学校教育法第 28 条 第 2 項において準用する就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の推進に関 する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該子ども	別表第 1（第 1 条関係） 認定こども園における教育及び保育の内容は、 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号） を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成 29 年 文部科学省告示第 62 号）及び保育所保育指針（平 成 29 年厚生労働省告示第 117 号）並びに次に掲げ る基準に基づくものであること。 1 ～ 4 略 5 日々の教育及び保育の指導 (1)～(8) 略 (9) 認定こども園の職員は、当該認定こども園 の子どもに対し、児童福祉法（昭和 22 年法律 第 164 号）第 33 条の 10 各号 に掲げる行為その他当該子ども

の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
(10)・(11) 略
6 略

の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
(10)・(11) 略
6 略

(こども政策課)

栃木県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 7（2025）年 9 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
野 木 土 地 改 良 区	令和 7（2025）年 9 月 8 日

(農地整備課)

栃木県告示第425号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和59（1984）年 9 月 17 日第5006号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、栃木県県土整備部建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和 7（2025）年 9 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	廃 止 年 月 日
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県真岡市台町 9 番15、9 番16、9 番17、9 番18の各一部（指定時栃木県真岡市台町4656番19、4656番20）	延長49.70m 幅員4.00m	令和 7（2025）年 9 月10日

(建築指導課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 7（2025）年 9 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
塩 原 土地改良区	理 事	君島 一郎		那須塩原市関谷63	令 和 7 (2025) . 9 . 5	
小 山 市 美 田 東 部 土地改良区	〃		山野井登喜江	小山市大字下国府塚656		令 和 7 (2025) . 9 . 10

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 9 月 30 日

栃木県日光土木事務所長 日 原 順

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の件名及び数量

物 品 名	数 量
凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 500kg/袋	1,107t
凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 25kg/袋	12t
凍結防止剤 (塩化カルシウム) 500kg/袋	5t
凍結防止剤 (塩化カルシウム) 25kg/袋	33t

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木)

(4) 納入場所 栃木県日光土木事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、物品の販売に関する分類の入札参加資格を有するものと決定された者で、塩化カルシウム及び塩化ナトリウムを取扱っている者であること。

(3) 競争参加資格確認申請書提出日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所の名称等

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2390-7

栃木県日光土木事務所管理部総務課 電話 0288-53-1211

E-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 7 (2025) 年 9 月 30 日 (火) から同年 10 月 22 日 (水) まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7 (2025) 年 11 月 11 日 (火) 午後 4 時まで、電子入札システムにより提出すること。なお、栃木県物品等電子調達運用基準 (令和 3 (2021) 年 4 月 1 日施行。以下「運用基準」という。) に定める紙入札方式参加承諾願を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者 (以下「紙入札者」という。) にあっては、(1)の場所に、郵送 (書留郵便) 又は持参により同期間までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所 令和 7 (2025) 年 11 月 12 日 (水) 午前 9 時 30 分

上記日時に(1)の場所において、電子入札システムにより開札を行う。

(4) 入札方法 1 の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨て

るものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和 7 (2025) 年10月22日 (水) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については返却しない。

(4) 審査

審査結果は、電子入札システムにより、令和 7 (2025) 年10月29日 (水) までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和 7 (2025) 年10月 7 日 (火) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和 7 (2025) 年10月15日 (水) までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上に公開する。

(6) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第12号) 第156条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 4 月 1 日施行。以下「電子要領」という。) 第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア (4) の審査により落札決定の対象となった入札者を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約 (契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(10) その他 詳細は、入札説明書及び栃木県公共調達等入札事務処理要領 (令和 4 (2022) 年 3 月14日施行) によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Antifreeze agent		Quantity
Sodium chloride	500kg per bag	1,107t
Sodium chloride	25kg per bag	12t

Calcium chloride	500kg per bag	5t
Calcium chloride	25kg per bag	33t

(2) Time-limit for tender:

4:00 p.m., November 11, 2025

(3) Information is available at:

Management Department General Affairs Division

Nikko Civil Engineering Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

2390-7 Hangakimen, Nikko, Tochigi 321-1414

TEL 0288-53-1211

E-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

(道路保全課)